

活動報告



新たな任期が始まります!

委員会への所属が決まりました!



私は
『しまづはるか』
は
議会運営委員会 副委員長
総務常任委員会 委員長
を務めます!

これまで力を入れてきた議会の情報や行政の情報を市民の皆様に「届く」ものにすることには、さらに力を入れていきたいと考えています。また、議会選出の各種委員会委員としては、高砂市社会教育委員として社会教育委員の会議に参加します。与えられた役割をしっかりと果たせるように、学びながら活動していきたいと思います。



社会人インターンシップを受け入れています

9月より「ひろげよう!ママインターンプロジェクト」という企画に参画し、初めての社会人インターンシップを受け入れています。企画の趣旨の関係上、現在のところは「子を持つ女性」に限られていますが、まずは共に活動しながら、どのようなインターンシップができるのか模索し、実践していきたいと考えています。



しまづはるか後援会・連絡先

Address 〒676-0071 高砂市伊保東 2-2-23

Tel/Fax 079-439-2733

HP <http://shimazuharuka.com>E-mail shimazu.takasago@gmail.comブログ <http://shimazuharuka.com/blog>

@shimazu_haruka



島津明香

LINE公式アカウントでの発信をはじめました

後援会入会フォームは
こちらから!"YouTube"でも
『市政報告』を
ご覧頂けます!私の発信はもちろんのこと、
個別のやりとりにも対応できればと
考えています!ご登録は
こちらから!

SHIMAZU

HARUKA

しまづはるか



ご挨拶

おかげさまで任期3期目を迎えることができました。3期目、選挙の時に皆様にお約束いたしました、お一人おひとりに寄り添う議員活動を行っていきたいと思います。今回の市政報告Newsでは、改選後初めての議会であった9月定例会の内容を中心にお知らせいたします。ぜひお読みいただき、ご意見をお寄せいただければと思います。

令和4年9月定例会一般質問



誰一人取り残さない行政サービスについて

令和4年5月、「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。これは、障害を持たれた方があらゆる情報にアクセスし、利用・意思疎通ができるように、そしてそのことによって誰もが情報にアクセスし、利用・意思疎通ができるようにということを目的とした法律です。この法律では、**地方公共団体の責務も定められており、義務も課されています**。しかしながら、高砂市はまだこの法律が求めている水準を満たせているとは感じられないため、現状と今後について質問しました。



現状の取り組み内容

法で求められている理念を実現させるための施策	高砂市の取り組み
障害者による情報取得等に資する機器等	<ul style="list-style-type: none">日常生活用具給付事業における情報、意思疎通支援用具の給付等機器の購入希望者への情報提供
防災・防犯及び緊急の通報	<ul style="list-style-type: none">緊急通報システム NET119防災情報の電話・FAX配信サービス
障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策	<ul style="list-style-type: none">手話・要約筆記奉仕員の養成研修の実施や周知啓発遠隔手話サービスのテスト運用検討
障害者からの相談・障害者に提供する情報	<ul style="list-style-type: none">手話通訳者の設置、手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣遠隔手話サービスの利用各窓口での耳マークの掲示・筆談対応メール、FAX、電子申請等での問い合わせや申請受付声の広報による音声万態での情報提供

- 7月の部長会議において同法の施行について全部局長に周知・説明した
- 福祉部から全課に法律の趣旨を周知し、現在の状況、今後予定している取り組み等を調査した

今後の取り組み

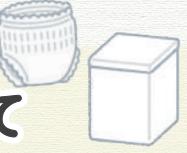
取り組みが不十分な部分も散見されるため、今後もそれぞれの部署で取り組むよう、各部局長に市長から指示していきたい。また、他市の状況も検討しながら、幅広くどのような方法で情報伝達ができるのか、検討していきたい。



高砂市では電話での問い合わせや申込みのみで対応している施策もまだ多くあると感じています。今回の質問でも、まだ不十分な点が多くあることが明らかになりました。どのような方にとっても、情報を取得、利用、意思疎通しやすい行政を今後も求めていきたいと考えています。



利用しやすい公共施設を目指して



1期目から継続的に質問しているこのテーマの中で、今回はトイレの利用について伺いました。高砂市では、**7月より市役所トイレにおいて、男性用トイレにもサニタリーボックスが設置されています**。これは、尿漏れパッドなどを使用されている男性の方でも安心してトイレを使用できるようにという取り組みで、市民の皆様の利便性を向上する取り組みであると感じています。しかしながら、他の公共施設ではまだ対応できておらず、尿漏れパッドやおむつ等は持ち帰りを求める施設も多いことから、今後の方向性について伺いました。



他の施設への設置についての考えは？

島津

7月の市庁舎への設置によって、尿漏れパッド等を使用されている男性の方も安心してお越しいただけると考えており、今後は市庁舎だけでなく、他の公共施設、特に一般利用がある施設において順次設置の方向で検討していくたい。



答弁



使用済みおむつ等の持ち帰り要否については、施設によってばらばらではないか？



島津

使用済みおむつ等の廃棄に関しては、市庁舎では可能としているが、他の施設については持ち帰りをお願いしている。持ち帰りをお願いしている施設については、現在設置しているサニタリーボックスが小さいことや、臭い漏れなどの衛生面に配慮しているなどが理由となっている。施設によってばらつきがあることは利用者の皆様にご不便をかけることになるため、使用済みおむつが入るサイズのサニタリーボックスへの更新も含めて検討したい。



答弁



おむつ等も持ち帰りの時代から施設処理の時代へと変化しているように感じます。今後もトイレに限らず、皆様にとって使いやすい公共施設になるよう、提言等を続けていきたいと考えています。